

## 住所地特例の見直しについて

### 1 住所地特例対象施設の見直しについて

有料老人ホームに該当する全てのサービス付き高齢者向け住宅が住所地特例対象施設になります。

適用されるのは、2015年（平成27年）4月1日以降に新たに入居する被保険者であり、2015年（平成27年）3月31日以前に入居していた被保険者については、現行のとおりです。

なお、今後、住所地特例対象施設の一覧を本市のホームページに掲載する予定です。

	改正前	改正後
住所地特例対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護療養型医療施設</li> <li>・ 有料老人ホーム（<u>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅を除く。</u>）</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 養護老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護療養型医療施設</li> <li>・ 有料老人ホーム</li>   <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 養護老人ホーム</li> </ul>

#### （参考）住所地特例について

被保険者が他市町村の住所地特例対象施設に入所・入居し、当該施設に住所を変更した場合であっても、引き続き元の住所地の市町村の被保険者となる。

### 2 住所地特例適用者に係る地域密着型（介護予防）サービスについて

住所地特例適用者について、2015年（平成27年）4月1日以降は、施設所在地の市町村が指定した地域密着型（介護予防）サービス※を利用することが可能となります。

#### ※利用できるサービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- （介護予防）認知症対応型通所介護
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

3 住所地特例適用者に係る介護予防支援について

住所地特例適用者について、2015年（平成27年）4月1日以降は、施設所在地の市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が介護予防支援を提供します。

(1) 介護予防支援の実施主体など

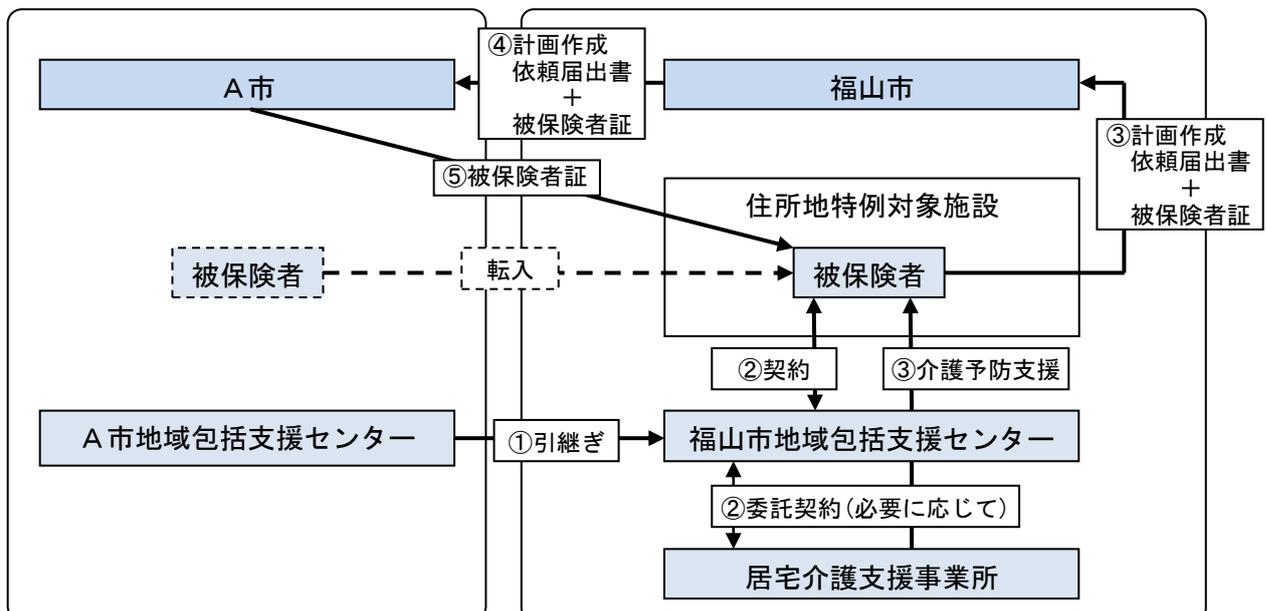
区分	改正前	改正後
介護予防支援の実施主体	保険者市町村の地域包括支援センター ※居宅介護支援事業所への委託可能	施設所在市町村の地域包括支援センター ※居宅介護支援事業所への委託可能
介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出先	保険者市町村	施設所在市町村

(2) 事業所における対応

ア 他市町村の住所地特例適用居宅要支援者（福山市の住所地特例対象施設に同居している他市町村の被保険者）の場合

- 福山市の地域包括支援センターにおいては、当該被保険者の依頼に基づき、新たに契約して、介護予防支援を提供してください。
- 現在、当該被保険者の保険者市町村の地域包括支援センターから委託を受けている居宅介護支援事業所においては、福山市の地域包括支援センターと調整してください。

その際、引き続き業務の委託を受ける場合、新たに福山市の地域包括支援センターとの委託契約が必要になります。



イ 福山市の住所地特例適用居宅要支援者（他市町村の住所地特例対象施設に入居している福山市の被保険者）の場合

- 現在、介護予防支援を提供している福山市の地域包括支援センターにおいては、当該被保険者が入居する施設所在地の地域包括支援センターへの引継ぎなど、必要な調整をしてください。

